情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

名

児童相談業務における都児童相談センターとの外部結合について

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4項(外部電子計算機との結合)

(担当部課:子ども家庭部子ども家庭支援課)

事業の概要

事業名	区子ども家庭支援センターと都児童相談センター間の情報連携
担当課	子ども家庭支援課
目的	児童の送致等に関する情報連携について安定運用を図る。
対象者	児童虐待を受けた児童及びその世帯員 (保護者等)
事業内容	区子ども家庭支援センターと都児童相談センターは、子どもと子育て家庭の援
	助を担う機関として、児童虐待等の家庭の適切な支援や要保護児童の援助などを
	行うため、相互に連携を図る必要があり、適宜連絡を取り合っている。
	現在、区と都における相互の連絡については、誤送信及び誤送付などによる個
	人情報の流出を防ぐため、個人情報を削除した送致書などの書類をFAX又は郵
	送で送付した後、電話で連絡し個人情報を補記しているが、手間がかかり、かつ
	連絡に時間がかかるなどの課題がある。
	他区では、都との連絡において、地方公共団体情報システム機構のLGWAN
	ポータルサイトを活用することで、情報保護対策を図りながら効率的かつ速やか
	な情報連携を行っており、区においても同じ仕組みを導入することとする。
	※地方公共団体情報システム機構とは・・・地方公共団体が共同して運営する組織
	として、地方公共団体に対して情報システムに関する支援を行い、行政事務の合理
	化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とした機関。

件名 児童相談業務における都児童相談センターとの外部結合について

保有課(担当課)	子ども家庭支援課
登録業務の名称	区子ども家庭支援センターと都児童相談センター間の情報連携
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 児童虐待を受けた児童及びその世帯員(保護者等) 2 情報項目 受付者、担当司、受付日時、氏名、氏名ふりがな、性別、生年月日、住所、 就学状況、連絡先、父区分、母区分、職業、電話番号、家族状況、住居等、 虐待に関する内容
結合の相手方	都児童相談センター
結合する理由	子どもと子育て家庭の援助を担う機関として、児童虐待等の家庭の適切な 支援や要保護児童の援助などを行うため
結合の形態	RDS環境からLGWANポータルサイトまでのLGWAN回線による結合
結合の開始時期と期間	令和4年9月1日 (次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」に基づき、次の個人情報保護措置を講ずる。 1 接続するネットワークは、LGWAN回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。 2 送受信する情報は、暗号化により特定相手以外は解読不能とする。 3 ファイア・ウォールにより、外部からの侵入を防止する。 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。 5 LGWANポータルサイトの利用に当たっては、ユーザ ID・パスワード等の確認措置(3ヶ月毎に更新)をとり、担当職員以外の利用はできないものとする。(情報セキュリティアドバイザーからの助言) 6 システムを操作する職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 7 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。